

市立旭川病院患者給食業務受託者選定評価基準

提案者名 \_\_\_\_\_

審査員氏名 \_\_\_\_\_

基本審査項目		点数	満点	評価・配点					
選定基準				優れている	普通	やや劣る	劣る		
1	病院給食業務の基本的な考え方		3	優れている	普通	やや劣る	劣る		
	1	治療食としての病院給食に対する基本的業務運営方針が的確か		3	2	1			
	2 業務マニュアルの整備がされているか		3	優れている	普通	やや劣る	劣る		
				3	2	1			
個別管理について									
2	1	食物アレルギーの具体的な対応について、患者の立場に立った対応がされているか	5	非常に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る	
				5	4	3	2	1	
	2	医師の指示による特別な栄養管理や形態の対応が必要な患者に対し、対応に柔軟性があるか	5	非常に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る	
				5	4	3	2	1	
	3 刻み食、ミキサー食等見ために判別が付きにくい食事の対応について、特別な配慮がされているか		5	非常に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る	
					5	4	3	2	1
	4 喫食不良の患者に対して、患者の立場に立った配慮がされているか		5	非常に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る	
					5	4	3	2	1
患者満足度の向上について									
3	1	嗜好調査の結果や、残食調査の結果から、献立に反映させる体制が明確か	5	非常に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る	
				5	4	3	2	1	
	2	季節感の演出や行事食について、魅力ある食事の提供が期待できるか	5	非常に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る	
				5	4	3	2	1	
	3 献立及びセレクトメニューの内容は、魅力ある内容か		5	非常に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る	
					5	4	3	2	1
	4 ななかまど食の献立は、魅力ある内容か		5	非常に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る	
					5	4	3	2	1
安全衛生管理体制について									
4	1	安全衛生管理に対する取組方針は適切か	3	優れている	普通	やや劣る	劣る		
				3	2	1			
	2	従事者の健康管理及び感染症罹患時の対応は適切か	3	優れている	普通	やや劣る	劣る		
				3	2	1			
	3 過去3年間の事故の有無		3	優れている	普通	やや劣る	劣る		
					3	2	1		
	4 地産地消の対応について明確で、納入ルート、納品方法について、安全が確保されているか		5	非常に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る	
					5	4	3	2	1
職員配置(職員配置や勤務体制の計画)									
5	1	受託準備体制について、引き継ぎ・移行計画は明確か	3	優れている	普通	やや劣る	劣る		
				3	2	1			
	2	勤務に従事する人員の配置構成、配置人数の考え方	3	優れている	普通	やや劣る	劣る		
				3	2	1			
	3 病院との連携体制についての考え方や内容		3	優れている	普通	やや劣る	劣る		
					3	2	1		
	4 従事者定着のための方策や欠員補充の方策の内容及び考え方		3	優れている	普通	やや劣る	劣る		
					3	2	1		
危機管理体制について									
6	1	異物混入、誤配膳等インシデント発生時の報告体制と防止対策が明確か	3	優れている	普通	やや劣る	劣る		
				3	2	1			
	2	食中毒の予防、食事故防止の取組及び発生時の対応は明確か	3	優れている	普通	やや劣る	劣る		
			3	優れている	普通	やや劣る	劣る		
					3	2	1		
	3 非常時における患者食の確保について対応は明確か		3	優れている	普通	やや劣る	劣る		
					3	2	1		
職員研修の取組み									
7	1	職員研修に対する取組み内容及び考え方	3	優れている	普通	やや劣る	劣る		
				3	2	1			
	2 業務や安全性に対する取組み内容及び考え方		3	優れている	普通	やや劣る	劣る		
					3	2	1		
小計			87						
特別審査項目(事務局採点)			点数	満点					
選定基準									
1	経営的運営能力								
	1	業務に係る事業費積算内訳		15					
小計				15					
合計				102					

市立旭川病院患者給食業務受託者選定評価基準

提案者名 \_\_\_\_\_

審査員氏名 \_\_\_\_\_

※ 価格評価(特別審査項目)は、予算額と最低見積価格の差額を5で除した額をAとし、以下の基準とする。

最低見積価格以上, 最低見積価格+A未満	→	15
最低見積価格+A以上, 最低見積価格+(A×2)未満	→	12
最低見積価格+(A×2)以上, 最低見積価格+(A×3)未満	→	9
最低見積価格+(A×3)以上, 最低見積価格+(A×4)未満	→	6
最低見積価格+(A×4)以上, 予算額以下	→	3

◎ 今回の場合

・ 予算額(消費税込み)	660,730,408	円
・ 最低見積価格		円
・ $A = (\text{予算額} - \text{最低見積金額}) / 5$		円

● 業務に係る事業費積算額 \_\_\_\_\_ 円

\_\_\_\_\_ 点